
2017年度

ベトナム海外社会研修

募 集 要 項

国立大学法人横浜国立大学

国際戦略推進機構



< 目 次 >

1.	目的.....	3
2.	海外社会研修実施時期・実施期間・実施場所・募集人員.....	3
3.	海外社会研修の研修内容・日程.....	3
4.	応募資格.....	3
5.	募集及び本プログラムの説明会日程.....	4
6.	応募方法.....	4
7.	選考.....	5
8.	事前研修等.....	5
9.	海外社会研修に係る経費.....	5
10.	海外社会研修の研修時間・休日.....	5
11.	報告書の提出.....	6
12.	事後研修（報告書、アンケート提出及び報告会）.....	6
13.	単位認定について.....	6
14.	守秘義務・禁止事項.....	6
15.	問い合わせ先.....	7
16.	申し込み先.....	7

1 目的

昨今、新興国が成長する中、グローバルに活躍できる人材の素養の1つとして、様々な不確実性やリスクへの対応力というものがああります。本海外社会研修（インターンシップ）では、下記の2点を念頭に置いたプログラムを実施します。

- ① ベトナム経済の中での様々なリスク間のトレードオフを見極め、リスクと共生しながら多面的に費用と便益を勘案して物事に取り組む。
- ② 短期間で様々な分野の間のつながりを認識し、異なった背景を有する人間同士で協働して取り組む。

本研修は、横浜国立大学の国際基本戦略の中に記載されている、世界を舞台に活躍できる人材を、全力をあげて育成する基本指針（第2項）に基づくものです。

2 海外社会研修実施時期・実施期間・実施場所・募集人数

(1) 実施時期

2018年3月4日（日）から2018年3月11日（日）までの間に海外社会研修を実施します。

(2) 実施期間 移動日を含め8日間

(3) 実施場所 株式会社インターフード（ホーチミン市内）

*株式会社インターフードは、キリン・ホールディングス株式会社が2011年に買収したベトナム現地飲料事業会社。

(4) 募集人数 2名

3 海外社会研修の研修内容・日程

(1) 3月4日（日）羽田もしくは成田空港からホーチミンへ

(2) 3月5日（月）～3月9日（金）

現地のベトナム人の学生とともに、上記各企業が展開する事業を視察し、市場調査等を実施しながら与えられる課題に対する提案書を最終日までに作成してプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションについては上記各企業の社員が評価する。日程中に、営業に同行したりする場合もある。

(3) 3月11日（日）帰国

4 応募資格

- (1) 本学の正規の日本人学生（学部生・大学院生）であること。
- (2) 全ての学年において応募可能だが、学部2、3年生、修士課程1年生が優先される。就職が内定している者は対象外とする。
- (3) 日本語および英語によって積極的にコミュニケーションがとれること。
- (4) WordおよびPowerPointが作成できること。
- (5) ベトナム入国時点で旅券必要残存期間6ヶ月以上を有したパスポートを有していること。
- (6) 事前研修に参加すること。（下記「8 事前研修等」を参照）

5 募集及び本プログラムの説明会日程

1回目	10月	25日(水)	12時10分～12時55分	学生センター1階	ナビポート
2回目	11月	1日(水)	12時10分～12時55分	学生センター1階	ナビポート

6 応募方法

以下の(1)に記載されている提出書類を揃え、締切日までに 国際教育課へ申請してください。

(1) 応募書類 (※各応募書類の注意書きを必ずご確認ください。)

- ① 申込書
- ② 成績証明書
- ③ 学生証のコピー
- ④ 語学力を示す資料 (写しで可。語学試験のスコア等ある場合)
- ⑤ パスポート写し (カラーコピー、A4 サイズ、「パスポート番号や顔写真のあるページ」のみ)

(2) 提出先 紙媒体：学務部国際教育課 ベトナム海外社会研修プログラム担当 (四ノ宮)
(学生センター3階 外国人留学生就職支援デスク)

データ：kokusai-shushoku@ynu.ac.jp へ送信してください。

(件名は「YNU ベトナム海外社会研修_学籍番号_氏名」)

【応募に際しての注意事項】

- ① 応募書類は一切返却しません。
- ② 応募は全ての書類を揃えてから行ってください。
- ③ 不足・不備のある書類、資格要件を満たさない内容の書類は選考の対象外となります。また、締切期限を過ぎて提出された応募書類は、受け付けません (書類内容をよく確認の上、提出してください。)
- ④ 選考結果などに関するお問い合わせや、日程・通知方法に関する個別の要望には一切お答えできません。
- ⑤ 参加時には、危機管理サービスOSSMA及びOSSMAセット型保険に自費で加入して下さい。
- ⑥ 参加にあたって、保護者の同意を得てください。
- ⑦ 本海外社会研修では現地事業会社の作業現場訪問、顧客訪問等のフィールドワークが連日行われます。気候の違いに加え、衛生環境が日本と異なるので、きめ細かい健康管理が要求されます。また、顧客訪問等においては通訳がいる場合でも言語や慣習の違いによるコミュニケーション不足にストレスを感じる場面が予想されます。これら健康、メンタル面の負荷に十分耐えられるかどうかを含め、応募可否を検討願います。

※ 応募書類に記載された個人情報、本海外社会研修の実施運営に必要な選考、有資格登録、各種手続き、緊急連絡先の把握、フォローアップ調査、実績の取り纏め、統計データの作成等の目的以外には使用しません。また、合格に至らなかった場合は、一定の期間の後、本学の責任のもとで適切に廃棄します。

(3) 申請締切 2017 年 11 月 6日 (月) 12:00 必着

7 選考

- (1) 選考方法
選考は、書類及び面接審査によって行われます。面接は 11月8日（水）～10日（金）に行います。
面接日時は 11月7日（火）にメールで連絡します。
- (2) 選考結果の公表 11月17日（金）までにメールで連絡します。
- (3) その他
 - ◎ 卒業に必要な単位に算入されるかどうかは各学部等によって、取扱いが異なります。
 - ◎ 本学の教職員の引率はありません。
 - ◎ 期間中は、原則として研修先の指示にしたがわなければなりません。

8 事前研修等

オリエンテーションに参加するとともに、海外渡航安全対策・危機管理 I を履修してください。

【海外渡航安全対策・危機管理 I】 秋学期第2回：12月21日（木）および1月27日（土）

秋学期第3回：1月25日（木）および1月27日（土）

（どちらか1回を履修してください）

*オリエンテーションの開催日時・開催場所については、別途メールにて連絡いたします。

9 海外社会研修に係る経費

- ▶ 往復航空券代金、宿泊費、危機管理サービスOSSMA代金、OSSMAセット型保険を含め、約13万円を予定。この金額の中に、以下の経費は含まれません。
 - ・ 自宅から羽田もしくは成田空港間の往復交通費
 - ・ 現地到着空港から現地市内ホテル間の往復交通費
 - ・ 渡航手続きにかかる一切の費用（パスポート取得に係る経費等）
 - ・ 超過荷物輸送料 ・ 滞在中の食事代 ・ 参加費等を振り込む際の銀行振込手数料等
 - ・ 現地交通費、その他個人的費用（小遣い・電話代・お土産代等）
 - ・ 研修プログラム以外に伴う経費
- ▶ 本学から往復航空券代金、宿泊費などの一部（6万円）を支援いたします。

海外社会研修中の事故により傷害を負った場合は、OSSMAセット型保険により対応いたします。

セット型保険（※プランB）による補償内容	
傷害死亡・後遺傷害	100 万円
賠償責任	1 億円
治療・救援費用	1 億円
携行品損害	20 万円
航空機遅延	2万円
航空機寄託手荷物	10 万円

10 海外社会研修の研修時間・休日

企業における海外社会研修期間中の研修時間は各派遣先の勤務時間に準じますが、原則、終日、海外社会研修となります。研修時間は、派遣先の就業規則に準拠します。

海外社会研修期間中、原則休暇はありませんが、必要な場合には派遣先に相談してください。

1.1 報告書の提出

海外社会研修期間中は、海外社会研修報告書等、各種提出物を提出してください。

1.2 事後研修（報告書、アンケート提出及び報告会）

海外社会研修終了時に海外社会研修報告書及びアンケートを提出してください。

海外社会研修終了後に開催される報告会に必ず出席してください。

1.3 単位認定について

本海外社会研修に参加し、修了した場合には、グローバルPlusONE副専攻プログラムの「単位が出ない海外での学修」で認定される科目群Aの科目「Practice in International Diplomacy II A（民間外交実習II A）」（2単位）として、全学教育/教養教育科目の単位になります。（ただし、この単位が卒業単位になるか増加単位になるかは、学部・大学院により異なりますので、所属学部・大学院の学務担当係で確認して下さい。）

なお、事前に「海外渡航安全対策・危機管理 I」または、それに準ずる内容を履修する必要があります。

詳細については、『グローバルPlusONE 副専攻プログラム履修案内』を参照して下さい。

1.4 守秘義務・禁止事項

研修生には、海外社会研修中に知り得た企業等の秘密に関わる事項についての守秘義務が課せられます。秘密指定された情報や文書だけでなく、実質的にそれを秘密として取り扱う内容や会話内容についても、海外社会研修期間中はもとより、海外社会研修期間終了後も第三者に漏らしてはなりません。また、企業の保有個人情報についても、改ざん又は海外社会研修実施に必要な範囲を超えて、使用、提供、複製してはなりません。

加えて、円滑な海外社会研修実施と研修生の安全を確保する観点から、様々な禁止事項を定めていますが、企業からの指示に従っていただけない場合や、正当な理由なく誓約事項に違反したときは、海外社会研修を中止することがあります。中止理由によっては、本学が当該研修生の海外社会研修に要した経費の全額又は一部について返納を求める場合があります。

また、海外社会研修期間中、傷病その他の事由により海外社会研修の遂行が困難と認められる場合や継続が適当でないと認められる場合は、海外社会研修を中止することがあります。

なお、海外社会研修の中止に伴って追加的経費が発生した場合でも、本学は一切経費を負担しません。

1.5 問い合わせ先

横浜国立大学 国際戦略推進機構
企画推進部門長 椛島洋美
E-mail : kaba@ynu.ac.jp

1.6 申し込み先（書類提出先）

横浜国立大学 学務部国際教育課
ベトナム海外社会研修プログラム担当（四ノ宮）
〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-8
TEL: 045-339-3949
E-mail : kokusai-shushoku@ynu.ac.jp